

# ユニットケア研修等を実施する際の新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン

2021年 11月作成

2023年 2月改定

一般社団法人 日本ユニットケア推進センター

## 1. 目的

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日策定（令和 2 年 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定（以下、「対処方針」という。））に示された業種ごとの感染拡大防止ガイドライン作成の要請を受け、ユニットケア研修等を実施する際の新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

## 2. 基本方針

ユニットケア研修事業等を実施するに当たっては、各地域の状況（①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域、③感染状況がない地域）を把握するとともに、実施の際には、受講者、主催者（実地研修施設の施設長及び職員、講師、日本ユニットケア推進センター（以下、センター）職員）が感染しない、感染させないために、ひいては、その施設の入居者、勤務する職員、家族等を感染させないためにも、センターの研修事業がクラスターにならないよう感染防止に努めるものとする。

なお、以下の場合には、該当する実地研修施設、受講者の研修を速やかに中止、延期とする。

- ・受講者が新型コロナウイルスに感染した場合
- ・実地研修施設及び受講者所属施設にクラスターが発生した場合

## 3. 新型コロナウイルス感染防止の取り組みについて

主催者、受講者自身が感染しないために、研修の際は下記のことを遵守する。

### （1）研修開催前

#### ア. 予防に関すること

- ① 日頃から、ウイルスに負けない体をつくり、通常の感染症対策を徹底して自分自身の罹患を避ける。
- ② 主催者は、使用する会場での感染対策を確認するとともに、センターのガイドラインに従って研修が実施できるようにする。
- ③ 国、地域を問わず、海外から帰国して、1週間が経過していない者と接触しない。
- ④ 受講者（同居家族含）が、研修日前日から遡り、1週間以内に海外渡航をしていない。
- ⑤ 集合研修・実地研修前前日から遡り、1週間の体温や症状の有無などを検温表（別紙様式）に記入し提出する。

#### イ. 感染症、感染症を疑われる症状があった場合

下記については、主催者へ報告し、参加を中止する。

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した場合。
- ② 集合研修、実地研修の前日に、発熱症状（37.5度以上）、咳の症状、強いだるさ、倦怠感、息苦しさがある等、体調不良の場合。
- ③ 新型コロナウイルスに罹患した入居者への支援を行い、濃厚接触者となった場合。
- ④ 同居家族に感染が疑われる症状があった場合。

### (2) 講義・演習研修（集合研修）

#### ア. 受講者が行う取組み

- ① 受付で検温し、出入口に設置されたアルコール消毒液で手指消毒してから入室する。
- ② 会場では、マスクを着用し、咳エチケットを心がけ大声を出さない。  
(マスク着用については、人との距離（2メートルが目安）が保てて、会話をほとんど行わない場合は不要とされているが、研修中はグループワーク等があり、会話を伴うため、マスク着用とする。)
- ③ 講義中または講義の前後で、窓や扉を開けて十分な換気を行う。(温度調節は服装で行う。)
- ④ 会場での食事は、間隔を空けて、大声での会話は控える。
- ⑤ 必ず自分の筆記用具を使用する。
- ⑥ 体調の異常を感じたら、直ちに主催者に報告する。

#### イ. 主催者が行う取組み

- ① 会場で使用する机・椅子や備品などは、アルコール消毒を行う。
- ② 講義中または講義の前後で、窓や扉を開けて十分な換気を行う。
- ③ 講師に発熱などの症状が出た場合、速やかに代替講師を選出する。
- ④ 体調不良の疑いがある人に対して、会場への立ち入りを断る。
- ⑤ 会場では、必ずマスクを着用する。ただし、講義中は、人との距離（2メートルが目安）を保っている時は、マスクを着用しないこともある。
- ⑥ 研修資料などを配布する際は、手指消毒を行う。
- ⑦ 講師が使用するマイクは一人1本とし、消毒したものを使用する。

### (3) 講義・演習研修（オンライン配信）

- ① 感染防止に努めるために十分な換気を維持できる環境を整える。
- ② 施設の備品を使用する場合は、アルコール消毒してから使用する。
- ③ 受講、配信の際は、ひとりで実施できる会場を確保し、環境を整える。
- ④ 講師は研修会場に移動する際、感染対策を徹底する。
- ⑤ 講師に発熱などの症状が出た場合、速やかに代替講師を選出する。

#### (4) 実地研修

##### ア. 受講者が行う取組み

- ① 毎日、受付で体温を測る。発熱症状（37.5度以上）、咳の症状、強いだるさ、倦怠感、息苦しさがある場合は、受講を中止とする。振替日程には必ず参加する。
- ② 施設内への出入りの際は、アルコール消毒で手指を消毒する。
- ③ 施設内では、必ずマスクを着用し、咳エチケットを心がけ大声を出さない。
- ④ 携帯用のアルコール消毒液を適宜使用する。
- ⑤ 食事は、間隔を空けて、大声での会話は控える。
- ⑥ 必ず自分の筆記用具を使用する。
- ⑦ 実地研修施設が実施する感染対策の方法を順守する。
- ⑧ 研修期間中に体調の不良を感じたら、自身が所属する施設、実地研修施設へ速やかに報告する。

##### イ. 実地研修施設が行う取組み

- ① 1週当たりの受講者数は、実地研修施設ごとに安全を確保できる人数とする。
- ② 受講者が検温を行う場所を定め、体調を把握する。
- ③ 受講者が抗原検査を行う場合、場所を定め、感染の有無を把握する。
- ④ 受講者が移動して良い場所・経路、ユニットでの居場所を定める。
- ⑤ 施設内での受講者のマスク着用を徹底し確認する。
- ⑥ 受講者がユニット以外で休憩や食事をする場合、それらの場所を定める。
- ⑦ 受講者が使用する机・椅子や備品などは、アルコール消毒を行う。
- ⑧ 実地研修施設が実施する感染対策の方法を受講者に順守するよう伝え、実施できているか確認する。
- ⑨ 研修期間中、受講者から体調不良の報告があった場合は、リスクを最小限にする感染対策を行いセンターへ連絡する。
- ⑩ 受入れ担当者に発熱などの症状が出た場合、速やかに代替の受入れ担当者が対応する
- ⑪ 実習場所はじめ、休憩室、会議室では、窓や扉を開けて換気する。冬季も同様に適切な換気を実施するとともに、換気の悪い密閉空間を改善する。

#### 4. 感染拡大防止策への取組みについて

##### (1) 研修期間中、受講者に感染症が疑われる又は確定した場合

実地研修を中止し、受講者所属施設、実地研修施設、センターへ報告する。改めて振替の日程にて受講する。

##### (2) 研修後、感染が判明した場合

研修後、1週間以内に感染が判明した場合、速やかにセンターへ報告する。

##### (3) その他

国及び自治体からの通達等により、感染拡大を防止するため研修期間中に研修を中止することがある。

参考：厚労省資料

- ・「介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策について」
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」
- ・「介護現場における感染対策の手引き第2版」
- ・「介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）」・屋外・屋内のマスク着用について

## 受講者体調チェック表

( ) 月 受講者施設名：		受講者氏名：											
	日付	曜日	体温	だるさ	食欲不振	嘔吐	咳	喉の痛み	くしゃみ	鼻水	味覚・嗅覚異常	関節・筋肉痛	備考
7日前	日	火	℃										
6日前	日	水	℃										
5日前	日	木	℃										
4日前	日	金	℃										
3日前	日	土	℃										
2日前	日	日	℃										
1日前	日	月	℃										
研修1日目	日	火	℃										
研修2日目	日	水	℃										
研修3日目	日	木	℃										
研修4日目	日	金	℃										